

ID: 186

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	権利譲渡の許可		
例規名 根拠条項	聖籠町公共物管理条例 第10条第1項		
例規番号	平成14年 条例第1号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(権利の譲渡)</p> <p>第十条 第四条第一号から第三号までの許可に基づく権利は、町長の承継を受けなければ譲渡することができない。</p> <p>2 前項に規定する許可に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可に基づく地位を承継する。</p> <p>【基準】</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日